

第三期 小川村子ども・子育て支援事業計画

(令和8年3月改訂)



小川村

第1章 計画策定にあたって	
1. はじめに	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 計画策定の背景	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く環境	
1. 人口・世帯・人口動態	3
2. 教育・保育施設の状況	5
3. ニーズ調査の概要	6
4. 子ども・子育て支援のアンケートから（主なニーズや課題など）	7
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	
1. 基本理念	8
2. 基本理念に係る基本的な視点	8
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	8
第4章 子ども子育て支援の展開	
1. 子ども子育て支援制度について	9
第5章 教育・保育の提供	
1. 教育・保育提供区域について	9
2. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	10
3. 教育・保育の一体的提供の推進	12
4. 教育・保育施設の質の向上	12
第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実	
1. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	13
2. 地域子ども・子育て支援事業の質の向上	18
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況	18
第7章 施策の推進と改善	
1. 関係団体との連携	24
2. 計画の推進と改善に向けて	24
資料編	
1. 小川村子ども・子育て支援会議	25
2. こども・若者を取り巻く状況（「令和6年度版 こども白書」より）	27
3. 「こども基本法」と「こども施策」	28
4. 子ども・子育て支援に関するアンケート集計（別紙）	

第1章 計画策定にあたって

1. はじめに ～ 子育てを取り巻く環境の変化 ～

子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」、「女性の社会進出」や「働き方の変化」、さらには「景気動向」や「価値観の多様化」などから、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、就労の状況に関わらず子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、子どもの育ちと子育てを、行政の支援や、地域をあげて社会全体で支援する支えあいの仕組みを構築する必要があります。

こうした取組を通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現することが求められています。

2. 計画策定の趣旨と計画期間

本計画は、平成27年度を初年度とする「第一期小川村子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に第二期計画期間の最終年度となるのを受け、引き続き、基本理念である「小川村の子どもが、豊かな心と身体を育むために、安心・喜びを感じられる子育てができる村の支援体制づくり。」を目指すため、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間の「第三期小川村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とします。

また、「小川村振興計画」を上位計画、「小川村教育振興基本計画」を関連計画とし、村の保健・福祉・教育等の計画と調和を図ります。

※「小川村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」や「子ども・子育て支援制度」に関連した計画であり、「こども基本法」と「こども施策」に関しては含まれないものとします。

4. 計画策定の背景

(1) 子ども・子育て支援制度

- ① 平成24年に「子ども・子育て支援法」（以下、「法」という。）が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子ども達がより豊かに育っていける支援を目指すためのものです。
- ② 令和元年5月、法が改正され、3歳～5歳児については原則として全ての世帯、0歳～2歳児は住民税が非課税となる低所得世帯を対象に、認可保育所や幼稚園などの利用料が無償となる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から施行されており、支援が拡大しています。

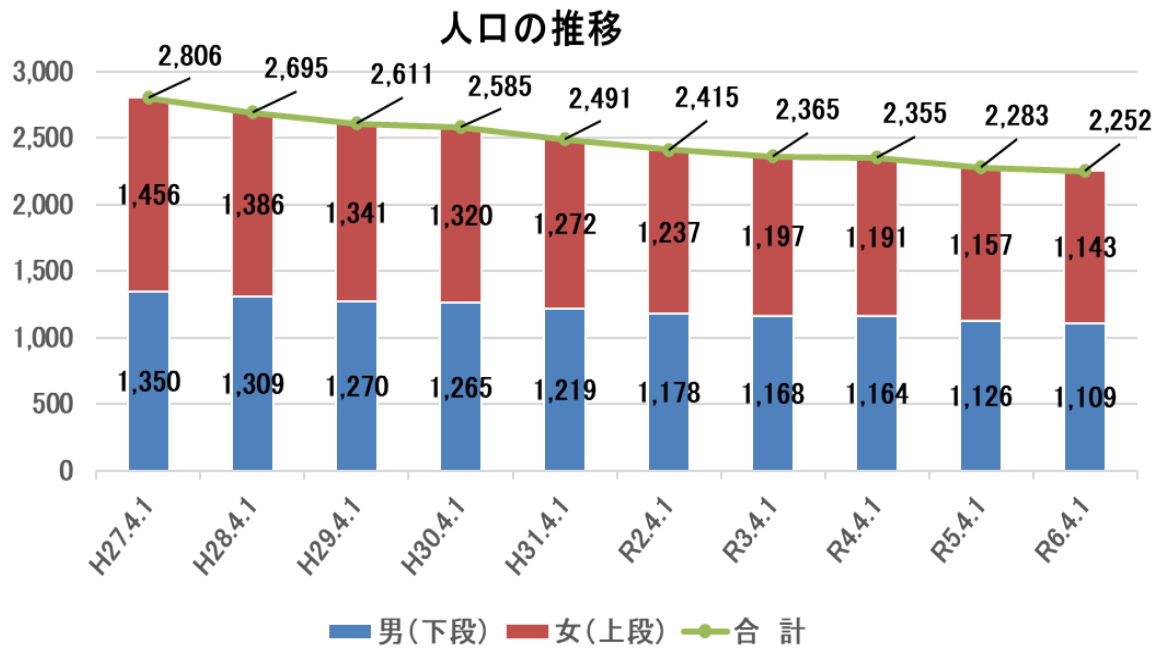
(2) 「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の設置（国の動向）

- ① 国として、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年に「こども基本法」を成立し、令和5年に施行され「こども家庭庁」を設置しました。
- ② これにより、子ども・子育て支援のさらなる充実が考えられ、「妊娠期からの子育て期の包括的な切れ目のない支援」や「誰でも無理なく安心して子育てができる社会への転換」などが示され、乳幼児健康診査の推進や、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の支援が図られます。
- ③ その他にも、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進や、「こども誰でも通園制度の制度化」などが進められています。

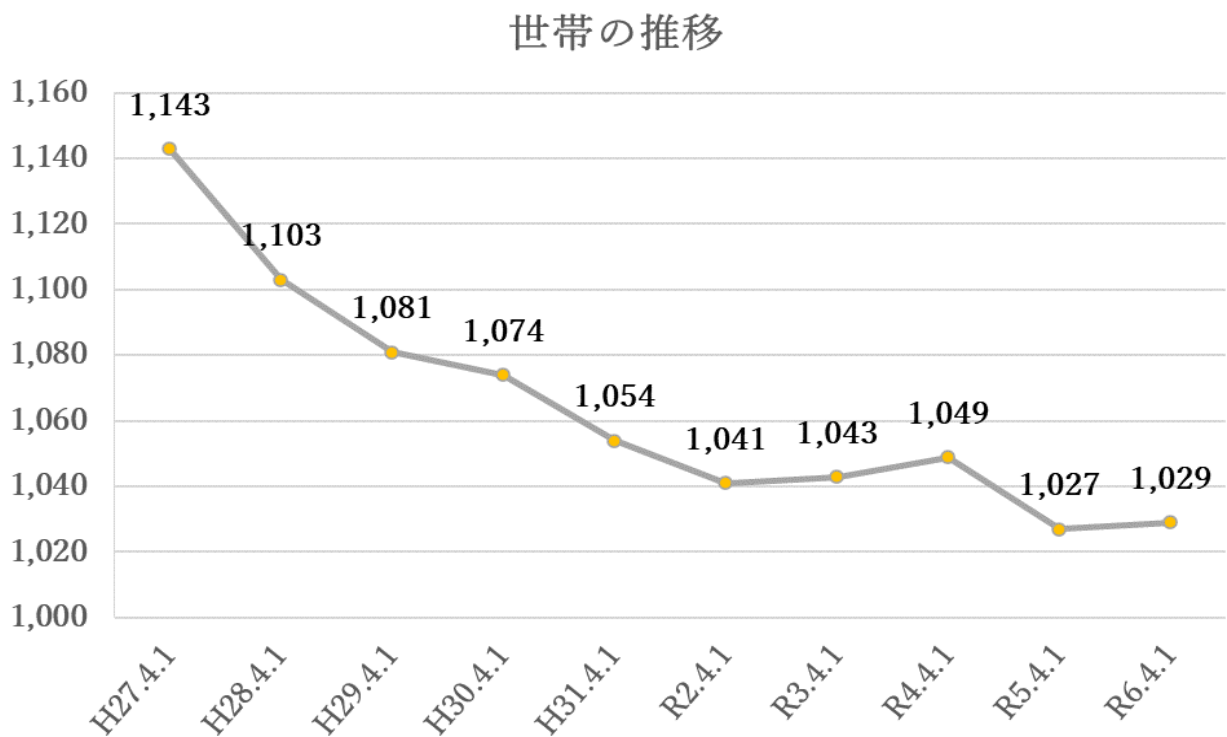
第2章 小川村の子ども・子育てを取り巻く環境

1. 人口・世帯・人口動態

(1) 人口の推移



(2) 世帯の推移



(3) 自然動態・社会動態

(単位：人)

区分 年度	自然動態			社会動態			差引増減
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減	
平成 26 年度	13	60	△ 47	64	89	△ 25	△ 72
平成 27 年度	15	62	△ 47	32	95	△ 63	△ 110
平成 28 年度	10	49	△ 39	48	91	△ 43	△ 82
平成 29 年度	11	57	△ 46	111	92	19	△ 27
平成 30 年度	11	61	△ 50	50	94	△ 44	△ 94
平成 31 年度	8	55	△ 47	44	73	△ 29	△ 76
令和 2 年度	8	51	△ 43	59	66	△ 7	△ 50
令和 3 年度	7	40	△ 33	62	40	22	△ 11
令和 4 年度	11	56	△ 45	54	82	△ 28	△ 73
令和 5 年度	7	49	△ 42	80	68	12	△ 30
	101	540	△ 439	604	790	△ 186	△ 625

令和 6 年 4 月 1 日現在の人口は 2,252 人で、第 1 期計画の初年度の人口 2,806 人(平成 27 年 4 月 1 日現在)より 554 人の減少がありました。

過去 10 年間の出生数では、平成 27 年度の 15 人がピークで、それ以降は年間 10 人程度、平成 31 年以降は 10 人を下回ることが多くなりました。

また、社会動態についても、転出が転入を上回る状態が恒常化しており、この状況が続くと本村の少子化、高齢化が一層加速することになり、生産人口はさらに減少し地域の活力も失われることが懸念されます。

(5) 出生の状況

年 度	出生	平均出生数	
平成 27 年度	15	11	9.2
平成 28 年度	10		
平成 29 年度	11		
平成 30 年度	11		
平成 31 年度	8		
令和 2 年度	8	7.4	
令和 3 年度	7		
令和 4 年度	11		
令和 5 年度	7		
令和 6 年度	4		



※各年度 3 月 31 日現在の住民基本台帳数値
 ※令和 6 年度は 12 月 1 日現在の住民基本台帳数値

平成 17 年度から平成 26 年度までの出生数は 144 人で、平均出生数は 14.4 人です。また、平成 27 年度から令和 6 年度までの出生数は 92 人で、平均出生数は 9.2 人です。年度によって増減はありますが平均出生数が減少傾向であることは顕著です。

ここでの数字は出生数のみですが、保育園の卒入所時や小学校への卒入学時に転出・転入があり、その時点でも子どもの数は増減します。

2. 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

① 保育園の利用状況

(小川村保育園 (定員 80 名) 園児数推移)

西暦	基準日	在 園 児 数					在園合計
		1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	
2015	平成 27 年 4 月 1 日	9	5	16	14	21	65
2016	平成 28 年 4 月 1 日	8	4	11	16	14	53
2017	平成 29 年 4 月 1 日	9	10	10	11	15	55
2018	平成 30 年 4 月 1 日	6	7	12	9	9	43
2019	平成 31 年 4 月 1 日	3	7	12	12	9	43
2020	令和 2 年 4 月 1 日	4	4	10	12	12	42
2021	令和 3 年 4 月 1 日	5	6	8	13	12	44
2022	令和 4 年 4 月 1 日	4	7	8	8	16	43
2023	令和 5 年 4 月 1 日	4	6	9	8	7	34
2024	令和 6 年 4 月 1 日	7	3	9	9	7	35
10 年間の入園時の総数							457
年平均 (1/10)							45.7

② 放課後児童クラブの利用状況（令和5年度）

開設調査 日数		内 長期休 み中の 開設 日数 C	開設 日数 D	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	延 べ 人 数	人 ／ 日
平日 A	土 曜 日 B										
229	43	23	272	2,419	1,259	1,437	547	217	0	5,879	258.6
開設調査 日数計		—	272	1年～3年の計			4年～6年の計			—	21.6
				5,115			764				
272				1年～3年の平均			4年～6年の平均				
				18.8人/日			2.8人/日				

※DはA・Bの期間中の希望調査により開設した日数とし、Cはその内数とする。

3. ニーズ調査の概要

(1) 調査対象

① 0歳～6歳までの小学校就学前の子どもが居る家庭。

「子ども・子育て支援に関するアンケート2024」

② 就学児の子どもが居る家庭。

「子ども・子育て支援に関するアンケート2024（就学児童用）」

③ きょうだい関係の居る家庭は兄・姉を対象とする家庭。

(2) 調査方法

① 対象家庭への配布

② 回答の回収による集計

(3) 配布・回収

① 「子ども・子育て支援に関するアンケート2024（未就学児用）」

配布 38家庭 回答数 22 回答率 57.89%

② 「子ども・子育て支援に関するアンケート2024（就学児童用）」

配布 52家庭 回答数 25 回答率 48.07%

4. 子ども・子育て支援のアンケートから（主なニーズや課題など）

（1）子どもの育ちをめぐる環境について

- ① 「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」や「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」など、祖父母へ預けることができる家庭と、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」と「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」など、子どもを祖父母等の親族に預けることに遠慮してしまう状況であることもうかがえます。

また、「友人・知人にお子さんをみてもらっている状況について」でも、「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」など、友人や知人であっても子どもを預かってもらうことに何らかの抵抗を持っているようにうかがえます。

これらの回答からは少数ではありますが、祖父母や友人・知人に預けにくい状況も考慮し、「一時預かり事業」の充実や、「ファミリー・サポート・センター事業」などの新規事業も考慮する必要があります。

- ② 土曜や休日などの定期的な保育事業等の利用について

土曜や休日に保育園の利用を必要としないご家庭が多い中、就労による理由から土曜や休日に保育園の利用を希望されるご家庭もあります。

様々な就労形態がありますが、必要な時に土曜や休日に利用できる「延長保育事業（時間外保育・休日保育）」などの事業も必要となります。

- ③ 小学校の就学後の過ごし方では、低学年の児童クラブの利用が多く、高学年になると習い事に通うことの方が多く見受けられます。

また、土曜日の児童クラブの利用については、「利用したい」の回答は少なく、「利用する必要はない」の回答が多くなりましたが、必要な時に休日などでも利用できる体制を整える必要があります。

（2）「ファミリー・サポート・センター事業」について

- ① 未就学児（小学校に入学前）のご家庭と、就学児童（小学校に在籍）のご家庭の共に、「利用する必要はない」の回答が多くなりましたが、「利用したい」と回答されたご家庭もあります。

必要とする方が利用できるように事業整備する必要があります。

- ② 「ファミリー・サポート・センター事業」の預かる側として協力できる方は少なく、保護者同士による相互扶助は望めないため、連携中枢事業による長野市などの「ファミリー・サポート・センター事業」の活用や利便性を高めることも検討しながら、村内での事業化も検討する必要があります。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1. 基本理念

小川村の子どもが、豊かな心と身体を育むために、安心・喜びを感じられる子育てができる村を目指します。

2. 基本理念に係る基本的な視点

(1) 子どもの最善の利益を追求する

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本とします。

(2) 子どもの健やかな育ちを等しく保障する

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するようにします。

(3) 連続性を踏まえた発達を支援する

乳幼児期から学童期にかけて、周囲の環境と関わり合う中で生活に必要な能力、態度を獲得していく発達過程を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることを目指します。

(4) 親としての成長を支援する

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としつつ、さまざまな状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができると目指します。

(5) 地域全体で子育て・育ちを支え合う

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭…第一義的責任において子育てをおこなう。

(2) 地域…子育て家庭や事業者・行政と連携をとりながら村の子育てを支援するようにします。

(3) 事業者・行政…安心して子育てができる村づくりを念頭に、企画・調整等を行い子育て支援を行います。

第4章 子ども子育て支援の展開

1. 子ども・子育て支援制度について

(1) 子ども・子育て支援制度

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。

この法律とその他関係する法律に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から実施されています。

この制度は、「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という基本的な考えの下、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指しています。

なお、具体的には、消費税率の引き上げによる増収分を活用して、市町村が中心となり、次の取組みを進めていきます。

- 1 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすく、働きやすい社会をめざします。
- 2 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域のさまざま子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」を進めます。
- 4 幼児教育・保育の無償化に取り組みます。

第5章 教育・保育の提供

1. 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域とは

「子ども・子育て支援事業計画では、「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定する」とされています。

「教育・保育提供区域」とは、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとします。

(2) 小川村における教育・保育提供区域

1-(1)により、小川村においては、村全体を一つの教育・保育提供区域と設定します。

2. 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 小川村における確保方策

国から指示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員数）」を定めるとされています。また、定めた「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。」とされていますが、小川村では保育園が1ヶ園で定員数80名に対して年平均およそ45.7人の入所のため、教育・保育施設の確保はできているものとします。

なお、定員数と入所人数に乖離があることから、現在の定員数80人（71人～80人）を実情に合わせた60人（51人～60人）の設定を今後検討していきます。

また、保育を必要としない子ども（1号認定）があった時は特別利用保育として小川村保育園などが受け入れることができるようにします。

教育・保育施設の他に「地域子ども・子育て支援事業」があります。

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究
その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
- 子育て短期支援事業
(ショートステイ)
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会、その他の者による
要保護児童等に対する支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター)
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター)
- 母子保健法に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業
(妊婦健康診査)

(2) 量の見込み・確保方策など

小川村における「教育・保育施設」の「量の見込み」と「確保方策」は下記のように設定をしています。

① 児童数

(単位：人)

区 分	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	8	8	8	8	8
1・2歳	19	16	16	16	16
3～5歳	25	27	26	27	24
6～8歳	34	25	26	25	27
9～11歳	35	43	38	34	25

② 保育・教育

(単位：人)

3号認定（0歳児）		令和	令和	令和	令和	令和
区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
確保 方策 (人)	量の見込み（人）／当初計画	3	3	3	3	3
	特定教育・保育施設	3	3	3	3	3
	自市町村分	3	3	3	3	3
	他市町村分	0	0	0	0	0
	地域型保育（自市町村分）	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	地域型保育（他市町村分）	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0	
認可外保育施設	0	0	0	0	0	
幼稚園接続保育 幼稚園における長時間預かり 保育運営費支援事業	0	0	0	0	0	

3号認定（1・2歳児）		令和	令和	令和	令和	令和
区 分		7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
量の見込み（人）／当初計画		14	10	10	10	10
確保 方 策 （ 人）	特定教育・保育施設	13	10	10	10	10
	自市町村分	13	10	10	10	10
	他市町村分	1	0	0	0	0
	地域型保育（自市町村分）	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	地域型保育（他市町村分）	0	0	0	0	0
	小規模保育	0	0	0	0	0
	家庭的保育	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	
幼稚園接続保育 幼稚園における長時間預かり 保育運営費支援事業	0	0	0	0	0	

3. 教育・保育の一体的提供の推進

認定こども園の普及に係る考え方や、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等については、引き続き関係機関との検討を重ね、推進していきます。

4. 教育・保育施設の質の向上

関連計画でもある「第二期 小川村教育振興基本計画」を反映しながら、質の高い幼児期の学校教育・保育に向けた取組について今後検討を進めていきます。

- (1) 職員配置の適正の検討と充実を行います
- (2) 職員の資質向上に向けた研修会の充実等を実施します。
- (3) 多様なニーズに応えるための施設改修等も検討します。

第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1. 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

小川村における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」は下記のように設定をしています。

地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み (人)	登録児童数(人)	20	20	20	20	20
	小学1年生	6	6	6	6	6
	小学2年生	6	6	6	6	6
	小学3年生	6	6	6	6	6
	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	1	1	1	1	1
	小学6年生	0	0	0	0	0
確保方策	実人数(人)	20	20	20	20	20
	施設数(箇所)	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	実人数(人)	0	0	0	0	0
確保方策	実人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0

(3) 病児保育事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延人数(人日)	0	0	0	0	0
確保方策	延人数(人日)	0	0	0	0	0
病児保育事業		0	0	0	0	0
病児・病後児対応型	延人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0
体調不良時対応型	延人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0
非施設型（訪問型）	延人数(人日)	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業] (人日)		0	0	0	0	0

(4) - ① 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0
	施設数 (箇所)	0	0	0	0	0

(4) - ② 一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	12	12	12	12	12
確保方策	延べ人数 (人)	12	12	12	12	12
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1

(5) 子育て支援センター (地域子育て支援拠点事業)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	258	258	258	258	258
確保方策	延べ人数 (人)	258	258	258	258	258
	施設数 (箇所)	1	1	1	1	1

(6) 利用者支援事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	施設数 (箇所)	0	0	0	0	0
	基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
	特定型 (箇所)	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型 (箇所)	0	0	0	0	0
確保方策	施設数 (箇所)	0	0	0	0	0
	基本型 (箇所)	0	0	0	0	0
	地域子育て相談機関 (箇所)	0	0	0	0	0
	特定型 (箇所)	0	0	0	0	0
	子ども家庭センター型 (箇所)	0	0	0	0	0

(7) - ① 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0

(7) - ② 子育て短期支援事業（ショートステイ）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0

(8) - ① ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業 以外）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0

(8) - ② ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数（人）	0	0	0	0	0
	施設数（箇所）	0	0	0	0	0

(9) 乳幼児家庭全戸訪問

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	(人)	8	8	8	8	8
事業実施予定	(人)	8	8	8	8	8

(10) 妊産婦検診

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	(人)	8	8	8	8	8
事業実施予定	(人)	8	8	8	8	8

(11) 養育支援訪問事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	(人)	0	0	0	0	0
事業実施予定	(人)	0	0	0	0	0

(12) 子育て世帯訪問支援事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数 (人日)	0	0	0	0	0

(13) 親子関係形成支援事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0

(14) 妊婦等包括相談支援事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延人数 (回)	32	32	32	32	32
確保方策	延人数 (人日)	32	32	32	32	32
こども家庭センター		0	0	0	0	0
上記以外で業務委託		32	32	32	32	32

(15) 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (単位: 人日 (延べ人数))

区 分	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
必要定員数 (量の見込)	1	1	1	1	1
利用定員 (確保方策・整備量)	1	1	1	1	1

(ただし、保育の利用定員の増減により変動があります。)

(16) 産後ケア事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	56	56	56	56	56
確保方策	延べ人数 (人)	56	56	56	56	56

(17) 児童育成支援拠点事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人数 (人)	0	0	0	0	0

(18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
事業実施予定		0	0	0	0	0

(19) 実費徴収に伴う補足給付事業

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
人 数		0	0	0	0	0

(20) - ① 多様な主体の参入促進・能力活用事業 (新規参入施設等への巡回支援)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
箇 所		0	0	0	0	0

(20) - ② 多様な主体の参入促進・能力活用事業
(認定こども園特別支援教育・保育経費)

区 分		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
人 数		0	0	0	0	0

(21) 満三歳以上限定小規模保育事業

(単位：人日 (延べ人数))

区 分		令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
必要定員数 (量の見込)		0	0	0	0	0
利用定員 (確保方策・整備量)		0	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

質の高い地域の子育て支援に向けた各種取組について検討を進めます。

- (1) 地域子育て支援の内容の精査、確認及び充実を行います。
- (2) 職員の資質向上及び連携に向けた自治体職員間の研修の充実等を行います。

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

子育て支援を進めるにあたり、以下の事業を組み合わせて充実を図りながら、更に未実施の事業についても、需要の見込みや運営についての諸課題を検討して実施に向けて進めていきます。

(1) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		継続・充実
事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。	
現状	児童クラブにおいて、小学1年生から6年生までの放課児童を受け入れています。 平日の午後3時から午後6時、土曜日と春・夏・冬休みは午前8時30分から午後5時まで開所しています。 また、午前7時から8時の間は早朝の受け入れも可能です。	
目標及び課題	① 指導員の確保及び育成 ② 受入時間の拡大	

(2) 延長保育事業（時間外保育・休日保育）		要検討
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。（保育標準時間の11時間を超えての受け入れ。）	
現状	現在の早朝7時30分から8時30分、夕方4時30分から6時45分までの延長保育を実施しています。	
目標及び課題	① 夜7時まで受け入れ時間を拡大できるように整備します。 ② 休日保育については保育を受ける子どもの保育必要量を重視して十分な検討が必要となります。	

(3) 病児保育事業（病後児保育）		継続・充実
事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。	
現状	長野市を中心にした「連携中枢事業」において実施。 村内には施設はありませんが、長野市・須坂市・千曲市・飯綱町の施設で受け入れ可能となっています。	
目標及び課題	村内での整備は・施設及び人材の確保、病気中の子どもを置いてきぼりにすることで、その子の精神的負担が増すなどの課題を含め検討を継続します。	

(4) 一時預かり事業		要検討・充実
事業内容	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	
現状	満1歳から受入対象とし、平日・土曜日の朝7時30分から夕方6時45分まで通常保育の時間内で預かり時間を設定しています。	
目標及び課題	1歳未満の乳児の受け入れについて検討を行います。	

(5) 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）		要検討・充実
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	
現状	保護者の相互交流や、子育てに関する相談の受付を実施しています。	
目標及び課題	現在の子育て支援センター機能に加えて、子どもと保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業に組み込むことを検討します。	

(6) 利用者支援事業		要検討
事業内容	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	子育て支援センターの機能を強化することで、利用者支援事業の実施を検討していきます。	

(7) 子育て短期支援事業 ① トワイライトステイ ② ショートステイ		継続
事業内容	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	
現状	村内に当該事業を実施する施設はありませんが、ショートステイについては必要に応じて長野市内の施設での受け入れが可能となっています。	
目標及び課題	—	

(8) ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)		継続・充実
事業内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する「依頼会員」と、当該援助を行うことを希望する「提供会員」との相互援助活動に関する連絡、調整をアドバイザーが行う事業です。	
現状	長野市を中心にした「連携中枢事業」において実施。 村内に当該事業を行う事業所はありませんが、長野市・須坂市・千曲市・信濃町・飯綱町・高山村の事業所（自治体）の利用が可能となっています。	
目標及び課題	保護者同士による相互扶助は望めないため、連携中枢事業による長野市などの「ファミリー・サポート・センター事業」の活用や利便性を高めることも検討しながら、村内での事業化も検討する必要があります。	

(9) 乳幼児全戸訪問		継続
事業内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	
現状	保健師による訪問を実施しています。 小川村では「(15) 妊婦等包括相談支援事業」に合わせて、生後2ヶ月経過で実施しています。	
目標及び課題	対象の全員に対し実施できるように心がけており、目標は達成できています。	

(10) 妊産婦検診		継続
事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	
現状	受診券を発行し医療機関や助産施設で実施しています。	
目標及び課題	対象となる方の受診をほぼカバーできているので、目標は達成できています。	

(11) 養育支援訪問事業		継続
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	
現状	当該事業が必要な個別ケースに対応できるようになっています。	
目標及び課題	子育て支援員等の人材の確保を要します。	

(12) 子育て世帯訪問支援事業		検討
事業内容	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	別事業により個別ケースに対応し、当該事業の目的に沿った支援を実施しています。	

(13) 親子関係形成支援事業		—
事業内容	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	運営方法の研究を要します。	

(14) 妊婦等包括相談支援事業		継続
事業内容	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援です。	
現状	妊娠初期・中期・後期及び産後（2ヶ月経過時）に面談又は訪問を実施しています。	
目標及び課題	対象の全員に対し実施できるように心がけており、目標は達成できています。	

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		新規
事業内容	通園していない0歳6ヶ月児から満3歳未満児を、1人あたり月10時間を上限に保育園等で受け入れる事業です。	
現状	令和8年度より制度化され、小川村でも受け入れをする予定です。	
目標及び課題	当該事業に従事する保育士の確保を要します。	

(16) 産後ケア事業		継続・充実
事業内容	退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。 こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用されます。	
現状	移住されてくる世帯が増え、利用希望も増加しています。 また、経済的支援として5日分の費用の補助を行っています。	
目標及び課題	専門的なケアが受けられ満足度が高いが、アウトリーチの事業所が少なく、遠方まで出向いて行かなければならない。 家庭支援が無いことで回数を増やしてほしい希望がある。	

(17) 児童育成支援拠点事業		要検討
事業内容	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	子ども食堂の運営を検討します。	

(18) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業		—
事業内容	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	村内に児童に携わる専門スタッフがいないため、実施が困難な状況である。	

(19) 実費徴収に係る補足給付事業		—
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	—	

(20) 多様な主体の参入促進・能力活用事業 ① 新規参入施設への巡回支援 ② 認定こども園特別教育・保育経費		—
事業内容	多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。	
現状	未実施	
目標及び課題	—	

(21) 満三歳以上限定小規模保育事業		—
事業内容	集団生活を過ごすことが苦手な子どものニーズなど、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、必要である時は3歳から5歳児のみ、小規模保育事業（19人以下の利用定員）を実施する事業です。	
現状	村内の3歳から5歳までの子ども達の就園率が100%であることから、必要定員数（量の見込）及び利用定員（確保方策・整備量）は0人となります。	
目標及び課題	令和8年度より制度化されますが、村内において当該事業を行う事業者がないことと、上記により未実施となります。	

1. 関係団体との連携

- (1) 子育てを地域全体で支援していくためには、行政のみならず、教育などの関連施設・その他子育てに関わる団体を含め社会全体が連携することが必要となっています。

本計画の推進にあたり保育園をはじめ、関係機関との連携を深めながら事業を進めることが必要となっています。

2. 計画の推進と改善に向けて

事業は実施時期の設定など5ヶ年の間に必要な事業を実施できるように計画を見直しすることとして、PDCA（計画・実行・評価・改善）に基づき計画の推進に努めて、計画期間の中間年度（令和9年度）を目安として本計画の令和11年度までの見直しを検討します。

資料編

1. 小川村子ども子育て支援会議

- (1) 会議の開催状況
- (2) 委員名簿

2. こども・若者を取り巻く状況（「令和6年度版 こども白書」より）

3. 「こども基本法」と「こども施策」

4. 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

- (1) 子ども・子育てに支援に関するアンケート2024集計表（別紙）

資料編

1. 小川村子ども・子育て支援会議

(1) 小川村子ども・子育て支援会議（第三期計画策定等）の開催状況

回	開催日	内 容
令和5年度 第1回	令和6年3月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期 小川村子ども・子育て支援事業計画について ・第三期小川村子ども・子育て支援事業計画に向けた「子ども・子育てに支援に関するアンケート」について
令和6年度 第2回	令和7年1月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関するアンケートの集計結果について ・第三期 小川村子ども・子育て支援事業計画の検討
令和6年度 第3回	令和7年3月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・第三期 小川村子ども・子育て支援事業計画の提出
令和7年度 第4回	令和8年1月14日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども誰でも通園制度について ・第三期 小川村子ども・子育て支援事業計画（改訂）について

(2) 小川村子ども・子育て支援会議委員名簿（令和5年度～令和7年度）

	職 名	氏 名
1	民生児童委員協議会長	
2	主任児童委員	
3	子育てサークルひよこ代表	
4	子育てサークルひよこ副代表	
5	保育園保護者会代表	
6	保育園保護者会役員	
7	小学校 PTA 代表（副会長）	
8	中学校 PTA 代表（副会長）	
9	小川村保育園元園長	
10	小川村長	
11	住民福祉課長	
12	教育委員会次長	
13	保育園長	

こども・若者を取り巻く状況（「令和6年度版 こども白書（要約）」より）

<出生>

- ・令和2年（2020年）の出生数は77万759人（統計開始以来、最少）となり、合計特殊出生率は1.26（過去最低）。

<成育環境>

- ・安心できる場所があると思うこども・若者や、「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者は、いずれも9割超。
- ・学校は、半数以上の者が「こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思っている。
- ・「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者は約半数。
- ・国民生活基礎調査令和3年（2021年）に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い。

<安心・安全>

- ・令和2年度（2020年度）における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、21万9,170件と過去最多。
- ・小・中学校における不登校児童生徒数や、学校におけるいじめの重大事態の発生件数は、令和4年度（2022年度）に過去最多。

<自己認識>

- ・こどもの半数以上が、「生活に満足している」と感じ、「自分の将来について明るい希望がある」と考えている。

<社会認識>

- ・「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合は約2割。
- ・「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は2割弱。

<雇用・労働>

- ・若者の非正規雇用割合は、令和4年（2022年では、男性は15～24歳で49.8%、25～34歳で14.9%、女性は15～24歳で54.3%、25～34歳で30.7%）。
- ・週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、30・40代が他の年代と比べて高い。

<結婚>

- ・令和4年の婚姻件数は50万4,930組。

<妊娠・出産>

- ・令和3年の夫婦の完結出生児数は1.90。

<子育て>

- ・「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合は約3割。
- ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は3割弱。

国として、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年に「こども基本法」を成立し、6つの基本理念を基に行われています。

また、令和5年に「こども家庭庁」を設置しました。

こども基本法

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策

こども施策は、6つの基本理念を基に行われます。

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達の種類により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達の種類に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。